

「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話は、従業員10名の住宅設備工事会社の総務担当者からのご相談でした。

「去年から年次有給休暇を最低年5日は従業員が取るよ

名北協会相談員日誌 13

# 名北協会相談員日誌 13

## 企業の労働110番です



(一社)名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部  
労働保険・社会保険コンサルタント

社会保険労務士 福田 博司

どうすれば……？

### 年次有給休暇5日取得

何とか今期中の取得はクリアができる見込みですが、法律違反にならないよう次年度も心配です。法規に何か方法があれば、教えてほしいのですが……? との問合せでした。

そこで、会社の就業

規則等の内容を聞き、時季規定の要件も記載され、年次有給休暇管理簿も作成済みであること確認しました。

「働き方改革」の一連の動きの中で、労働基準法が改正され、従来は付与義務のみのため工期内の関係で、労働者が休日を請求することをためらつたり、同僚への気兼ねで取得しにくい環境もあり、受注がこの先どうなるかも掴めず

1年間の業務予定は立てにくいのが現状です。また会社が取得時季を指定しようと、面談で従業員の希望を確認するも、「先のこととで、予定が決められません」との話で苦労しました。

年次有給休暇が、取得も義務となりました(平成31年4月1日より改正施行)。全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者含む)に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得することが義務付けられました。

「年次有給休暇は……?」と質問を受けるほど職人気質の事業所だったとのこと。その為、総務担当者はなぜ就業規則がいるのか、年次有給休暇とは……等、随分法律のことを、事業主にレクチャードした経緯があったそうです。今は、法律遵守の姿勢で経営されているとのことです。

冒頭の相談にに関しては、次の方法を提案しました。

#### ①計画的付与(計画年休)を活用する。



従業員に付与された有給休暇のうち、5日を超える分を会社が指定した日に取得する。会社として労務管理上計画的運営ができ、従業員にとっても取得しやすい利点を説明しました。計画年休の対象外となる従業員には、一齊休業に際して、「有給の特別休暇を与える」あるいは「休業手当を払う」など検討が必要と話しました。制度導入には、就業規則による規定と労使協定の締結が必要となる旨も案内しました。

しかししながら、相談者の会社は、以前従業員が10名になりました。しかし業務が請負契約のため工期内の関係で、労働者が休日を請求することをためらつたり、同僚への気兼ねで取得しにくい環境もあり、受注がこの先どうなるかも掴めず

②半日単位年休制度を設ける。

従業員が半日単位での取得を希望して、事業主が同意した場合、1日単位取得の阻害とならない範囲で、半日単位の年次有給休暇を与えることとなります。導入には、就業規則による規定が必要なことをお話ししました。また、会社の就業規則に、有給休暇の賃金支払い方法が明記されていないので、規定されるようになります。

相談者からは、就業規則の見直しや、計画年休導入に向けた取組を検討し、労働環境改善に向けて改善していくままであります。とのお返事をいただきました。

詳しくは、当協会ホームページをご覧いただか、総合受付(052-961-1666)までお問い合わせください。